

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの核燃料物質加工施設及び核燃料物質使用施設の保安規定変更認可申請に係る面談
2. 日時: 令和5年4月12日(水)16時00分～17時30分
3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室 ※テレビ会議により実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門
立元管理官補佐、本多主任安全審査官、水野係員
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
人形峠環境技術センター 廃止措置・技術開発部 部長 他6名
安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
・加工施設保安規定及び使用施設保安規定の変更認可申請について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	原子力規制庁の本多でございます。それではですね3月28日付で
0:00:12	原子力機構さんの人形峠環境技術センターの加工施設と主要施設の保安規定の変更認可申請がなされてますんで、
0:00:24	その申請内容の御説明の面談ということで始めさせていただきますのでよろしく願いいたします。
0:00:31	それでは申請者側からの申請内容のご説明よろしく願いいたします。
0:00:38	減少機構ヒガシ減少機構の東出と3月28日、人形峠の使用施設と加工施設清脇田の変更認可申請出しております。本日ですね概要変更内容の概要、機械に関する面談資料準備してますので、
0:00:54	こちらのご説明をしたいと思います。人形峠の方お願いいたします。
0:01:03	はい。原子力人形峠の西浦です。よろしく願いします。お手元の方にパワーポイントの方で加工施設保安規定及び使用施設保安ての変更認可申請についてというタイトルで、
0:01:17	令和5で4月10日というタイトルの方が行ってると思います。それに基づいて説明させていただきます。
0:01:26	はい。ページ開いていただきましてまず1ページ目、保安規定の変更の概要についてということで先ほど冒頭説明がありました通り令和5年3月の28日付で、加工と使用の保険変更認可申請を行っております。
0:01:40	書こうとしようとも後に石谷書いてます、1から6の6点につきまして今回変更を予定します。
0:01:49	まず1点目施設管理実施に必要な事項を、これは施設管理の有効性評価なんですけど、それを明確にしますと、
0:01:59	あとこれまでの保安活動の実績を踏まえて見直しをしてという内容がまず1点目。
0:02:06	2点目が
0:02:08	放射性廃棄物でない廃棄物、NRですか、それを行う職を追加して、原発な業務、
0:02:18	3点目、保全業務従事者に係る外部学線量の
0:02:23	ですが
0:02:25	J A B 認定を受けた外部機関へ委託することを計画しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:30	当該測定に関わる温泉測定機器の管理について変更するものでございます。
0:02:36	1点目。
0:02:38	谷口において、管理区域を設定する必要がある恐れがあると認めた場合において、位置関係を設定することなどを明確にするとともに、当該条文を
0:02:50	の充実を図りたいというものでございます。
0:02:53	5点目。
0:02:55	センターの品質マネジメントシステム文書をの識別をより確実にするために、文書番号の不安を統一。
0:03:05	させていただきたいというものでございます。
0:03:08	6点目はその他記載の適正化という形になります。それでは順番に内容をご説明していきます。次のページ、なります。
0:03:20	施設管理の実施に必要な事項の明確化ということで有効性評価の子ですが、
0:03:27	すでに本件は、品質マネジメントを活動のプロセスの一部として、運用をしておりますが、現在の保安規定にその活動が表されていないと。
0:03:40	ということもありますので、今回変更をして追加をするというものになります。
0:03:47	ここの表に、加工施設の規則、鵜匠規則、それぞれ
0:03:54	括弧したら4条の7条の4、資料ですと、20-11-7ということで施設管理に関する条文ですが、その確保についての対応をお1人の形で、
0:04:06	記載されておまして、ここの
0:04:10	中ほどですね、午後、
0:04:12	6号のところになります。まず5号のところですが、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を定期的に評価するというような状況があります。
0:04:23	児嶋氏は現在保全活動の有効性を評価するというのを書いております。施設管理の有効性評価については何か記載がないということで、このところになります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:34	6号につきましてはその評価を速やかに施設管理方針、施設管理目標と施設管理計画に反映するという条文がありますので、それに対応した会議になります。
0:04:44	次のページにそれをズーw a y示した図を、まず左膝が昼夜くうの409の保守管理規程に書かれているフロー図になります。
0:05:00	左側がちょっと古いんですけど、三条改正の時に原子炉機構の方から審査会合で説明した時のフロー図になります。
0:05:10	ここに、下のところに窪マークでしてます。この施設管理の有効性評価。
0:05:16	これについてが
0:05:18	先ほど説明しました通り、品質マネジメントシステム、ほぼメールするんですけど、保安規定の中で明確になってないんで今回対応するものになります。
0:05:30	はい。
0:05:31	続きまして4ページ。
0:05:36	保全活動の実績を踏まえて洪水を図るということで現在施設管理に必要な文書としましては、3点。
0:05:45	施設管理実施計画と設備保全整理表検査より整理表を作成しております。
0:05:52	現在それらにつきましてはここに策定してそれぞれの承認行為をしているものですが、
0:05:58	それらにつきましては、基本的に施設管理実施計画の一部として運用しているようですので、この下の図に書いてます通り、
0:06:09	ここに庄野河内様の施設管理実施計画の添付書類として位置付けを整理して、
0:06:16	運用を図りたいと、いうふうに思います。
0:06:19	ただし設備の先生利用と健全性利用が
0:06:24	作成するということなくなるわけではなくて、センターの二次文書の中でも、ちゃんと引き続き作成して運用していくことは明確にしていく計画にしております。
0:06:37	続きまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:39	英語整理します。こちらにつきましても保全活動につきまして、保守運用という観点で、
0:06:47	自分の記載を整理したいというふうに考えております。
0:06:51	これは施設管理実施計画等の策定ということではこうですと 68 条、仕様ですと 48 条の 3 というところで条文に書いてもバス、ここに記載させていただきます。
0:07:05	で、
0:07:06	1 項の 2、2 号に書いてます。設計及び工事に関することにつきましては、2 項をウェイの青字で書いてあるところですね。
0:07:17	こちらの方で詳細を変え、
0:07:19	というものということで設備保全整理を策定するというふうにしております。さらに 4 項、1 項の 4 号ですね、点検検査の方法を実施頻度等々、
0:07:33	プラスは 3 項の 2 項と 3 項のところで示してます。設備保全整理用と検査容易性 R I 法に
0:07:42	代表ということで、一行を書いてあるものを向こう 3 個でさらにこの規定で書いて、19 冊記載をしているというような規制ですので、
0:07:56	この 2 項の 3 項を削除しても十分、今の 1 項で対応可能ということで整理させていただきたいというふうに考えております。
0:08:07	続きまして 6 ページ、次のページに行きます。
0:08:12	こちらも保全活動の実績を踏まえてこっちの運用という観点で、こちら はしゅんせつ II の方のみになります、
0:08:19	あらかじめ保安上措置を講じた上で、契約的に停止する設備機器がござい ます。それは巡視点検について具体的に言いますと、900 設備等がそれ に該当するんですけど、
0:08:31	そういうものについては停止期間中における設備機器の点検状況を、
0:08:36	確率巡視を免除すると、というような記載をしたいというような内容にな ります。
0:08:45	次は呼ば名で書いてますが、記載の適正化になる事業規則とこの用語 の整理ということで、これまで保全、
0:08:56	施設の保全のために行う設計工事巡視点検検査等に関する活動について は、保守管理というふうに保安規定の中では整理しておったんですが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:07	事業規則に合わせて施設管理という名称に置き換えまして、事業規則との整合を図りたいというふうに考えております。
0:09:19	続きまして変更内容を、2点目も85ページになります。
0:09:26	を行う職位を追加して、現在MR取り扱うことができる職員は、切断加工野木になっております。
0:09:38	それを廃措置推進課長と安全管理課長を追加して、
0:09:45	業務運営は、複数の課でもできるように、
0:09:50	になります。
0:09:52	次の矢羽根の方が、
0:09:55	現在、Mブルーの判定者承認者っていうものを、保安規定の中で明確になっておりませんので、
0:10:05	鑑定者は、今回取り扱う者の施設課長、配送推進課長、安全管理部長の業務を統括する統括者が伴。
0:10:15	はい。MRの安定承認者とするということを明確にした行為であります。
0:10:22	続きましてページ1個ありまして
0:10:26	変更点3点目になります。
0:10:28	保全業務従事者の対策の線量測定のを、
0:10:34	関係に、
0:10:36	本当に今センリョウ
0:10:40	計測定装置の菅梨衣が書いてあるんですけど、現在、線量計測定装置は、
0:10:49	加工で言いますと放射線科流の作業管理を、被ばく管理用、あと環境放射能測定用という、
0:10:59	様々な則メイン法の要素として1台を運用しております。それを被ばく管理のところに記載をして、注釈でいろんな人を出すということを、
0:11:12	今回
0:11:14	外部被ばく線量の測定を、JAB認定を受けた外部機関へ、10月から委託しようと考えて、この10月というのは、
0:11:25	悪い方の荒木専務のす。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:29	施行規則ですかね、そちらの方の改定が10月に予定されましてそれに合わせて、炉規法の施設も合わせて対応したいということで、このような形に運用を変えたいと思っている内容です。
0:11:42	そうしますと、
0:11:45	被ばく管理として姿勢ついた線量計測定装置の主目的がなくなりますので、そちらの方を削除しまして他のを、
0:11:57	位置付けですね、作業完了と、環境放射線測定部の管理として用いることを、を明確にして変更したいというような内容になります。
0:12:12	続きまして
0:12:14	次のページ。
0:12:19	変更点、4点目になります。
0:12:21	管理局案の形。
0:12:24	谷川において、管理区域を設定する必要がある恐れがあると認めた場合の水管理区域の変更の見直し関係ですけど、まず被災前の矢羽根ですけど、
0:12:34	維持管理区域を設定する必要がある場合、
0:12:38	必要があると必要がある状態を、をまず明確にしたいと。
0:12:43	現在は
0:12:46	法令に定める管理区域の設定に係る値を超え、または超えるおそれが発生した場合というふうに書いております。それを恐れが、
0:12:56	ある場合ということで予想される場合も、
0:13:02	理事会を設定するんだよということを明確にしたいというような内容に、
0:13:06	次の矢羽根が、
0:13:08	1時管理区域を設定する期間は基本的に1回くらい長い長期間を設定するんじゃなくて、正常な状態に復帰ができるから通知に戻すわけですけど、
0:13:19	それを明確にしたいということで、このすでにか恒設庭木済みなんですけど、それに合わせて使用施設の変更したいという内容です。
0:13:30	次の矢羽根が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:32	1時間陸設定した場合にこういう措置として、標識の設置、カクウ等をするということを、使用施設の保安規定には記載をしておるんですが、加工施設には記載がありませんので、
0:13:44	当然こちらの方も規制、規定をして、確実にしていきたいという内容になります。
0:13:52	はい。次のページ、
0:13:54	変更点、5点目になります。
0:13:57	品質マネジメントシステムの識別ですね文書番号の付番統一ということで、
0:14:04	現在
0:14:05	品質マネジメント活動に用いる文章は文書名と文書番号で識別しております。
0:14:12	ただしセンターに文書については二通りの文書番号を付番して運用しております。
0:14:19	具体的には9、BEナンバーというパターンのもので規則第何号というボタンというものが二つ存在しておりますので、こちらはすべてQAPだ、00という番号に、
0:14:32	今は統一したいと、というような内容になります。
0:14:36	最後6点目の変更ですけど、
0:14:39	施設管理冒頭で施設保守管理施設管理にペースを合わせるという話を説明させていただいたそれに合わせて、
0:14:50	施設の運転に関しましても、施設の運転管理ということで、今後は施設管理と運転管理という大ききで整理をしたいということで、表記を見直したいということです。
0:15:04	あと次の人形峠各センター品質まで、各電力恒設品質モデル計画書っていう記載があるんですけど、そのタイトルが
0:15:15	人形峠環境技術センターという表記がございませんので、特に犬塚恒設比率をねらう計画書という名称に合わせたいということ。
0:15:24	はい以上簡単ですけど今回の変更の概要になります。以上です。
0:15:32	非正規の問題ですありがとうございます。それではちょっといろいろ確認事項さし確認させていただければと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:41	ちょっと順番でいくと、まず施設管理関係なんですけれども、申請者のね、変更の理由のところと、
0:15:53	あと今日の4ページのところで保全活動の実績を踏まえた、というキーワードがあるんだけどこれは、
0:16:02	何て言いますか、どういう実数実績が、
0:16:07	保全活動やってどんな実績が積まれて、こういう変更に至ったのかっていうのをちょっと、
0:16:14	教えてもらっていいですか。
0:16:38	人形峠のニシムラです。
0:16:41	本件に関しましては三条改正が令和2年の4月の日付で施行されて、それに対応する本件の変更認可を受けまして、
0:16:55	令和2年12月1日から運用開始しておるんですけど、それから様々な活動をしていく中で、こういうふうにしたら、さらに
0:17:08	効率的に作業になるかという提案っていうことで、やはりさせてもらってるものになります。そういう、規制庁の本田です人形峠の中で実際に、
0:17:22	西村さんもそうかもしれない運用されてる方から
0:17:26	提案がなされて、そういう提案を受けて検討してこういう。
0:17:31	へえ。
0:17:33	なんだっけ整理表の家実施計画への一本化っていう、
0:17:41	変更を決めたってそういう感じでいいですか。
0:17:46	はいご理解いただいている通りでございます。はい実際施設管理実施計画等を検査要否整理表を設備の先生量がバラバラで動くということが実際なくて、常にもうこの3点セットで常に
0:18:03	動きますので、あまりバラバラで承認行為をするという行為の意味があまりないなというところも、背景にあります。
0:18:14	以上です。
0:18:18	はい、ありがとうございます。規制庁の方ですありがとうございます。
0:18:21	ここもまさにこのね性二つの整理表と、実施計画を一つにまとめるっていう変更は、他の拠点でね、具体的な原科研類も1回すでにやってることで認可済みなんだけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:38	原科研の方の変更だとする天候はですねまず、
0:18:44	整理表、二つの整理表を
0:18:48	一本化しますと、それに関わるその保安規定上の作成しなければいけない っていうね。
0:18:54	規定は削除しますという、代わりに削除するんだけど、
0:19:00	原科研の仲良い要領書みたいなのを作ったんだっけな、保全文書を作成 する要領書みたいなのを新たに作って、
0:19:08	それをちゃんとこうQMSの文書体系に取り込んで、
0:19:13	引き続きやっていきますっていう。
0:19:16	変更だと思ったんだけどほ。
0:19:18	納入予定だとちょっと若干その原科研にあたるその文章も前文書って いうのが、Nineっていうような気がするんだけどそれはちょっと違い が。
0:19:28	あるのかどうかっていうのを教えていただけます。
0:19:33	はい、原子力炉の冒頭です。西村です。原科研で変更されている内容は こちらとしても把握をしております。三条改正以降基本的に原科研さん の方では、
0:19:49	拮抗の共通ガイドに基づいて、
0:19:54	先ほどの設備保全整理表検査要否整理表等を作成することを定めていた ようですが、それについてはいわゆるマネジメントシステム文書に位置 付けられていないもので、
0:20:08	紐づけが何もされていないという状況だったので今回新たに原科研さん の施設管理実施計画に関わる保全文書策定要領というのを新たに制定し て、
0:20:21	紐づけをさせていただいたというふうに理解します。一方人形峠につ きましては、
0:20:28	9MP a 760 日文章で、核燃料取扱施設保守管理要領書っていうのがある んですが、そこの中ですでに、さっき言った量を整理表をにつきまして は、作成することが定められてますので、
0:20:44	システム体系の中の紐づけですね、それはもうすでにできているという ふうに理解しております。以上です。
0:20:55	成長の方でさ、須田からちょっと下原科研の場合は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:02	何だっけ共通が機構の共通ガイドを持ったんだけどそれがQMSの文書の中に取り込まれてなかったんでちゃんと保全、
0:21:12	文書保全策定するっていう要領をちゃんと新しく作って入れたと。
0:21:16	ところが、人形峠の方はもうすでに旧Mpミックスな706ですか、の保守管理要領書っていうのはすでに存在しててそれはもうすでに、
0:21:28	QMSのQMS文書の体系の一つにも組み込まれておって、それに基づいてその二つの整理表を、今後も作っていきますとそういう
0:21:39	ことなのでちょ、若干ちょっと違いますっていうことでよろしいですかじゃ原科研等は、
0:21:45	いただいた通り、もちろんありません。はい。あれは規制庁のホンダですありがとうございます。
0:22:00	規制庁のホンダですと、
0:22:02	それで、次は有効性評価の明確化に水を図りますっていう変更なんだけれども、今日のご説明だと、
0:22:13	ちょっとさっき出てきた旧Mp760、保守管理要領書においてすでに規定されていて、
0:22:22	その品質マネジメント活動としては展開している。
0:22:26	いましたと言いますと、
0:22:28	いうことなんだけれども、ちょっと細かい話だけど
0:22:33	要領書においても、
0:22:38	今回、
0:22:39	保安規定上では、明確にするような形での所、条文中が規定っていうふうにもうはっきり書かれていたっていうふうに理解していいんでしょうか。
0:22:52	はい人形峠の西村です。ご理解と定例等でございましてもうちょっと経緯を説明させていただきますと、
0:23:03	兵ワ-2年の新3条改正を認可してもらった以降に令和2年の12月24日に、本件について面談をしております。
0:23:15	そこの中で保安規定の変更も必要なんだけどその前に、QMS文章ではもう明確にした上で活動していきなさいというご指導を受けてございます。そういうこともあってすでに二次文書、6番の方では明確にして運営をして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:32	現在に至っているというような状況でございます。以上です。はい。規制庁の本田ですそれで、
0:23:39	そのQMS訴求Mp760に規定はしてただけでも上位の保安規定では、明確じゃないんでもう上位のところにも書きますよと。
0:23:50	そういうふうに変更されるってことですかね。
0:23:54	募集頃に、西村です。ご理解の通りでございます。規制庁の方ですありがとうございます。
0:24:10	じゃあね、次は放射性廃棄物でない廃棄物を取り扱う職員の追加。
0:24:18	の話なんですけども、
0:24:20	これ施設管理課長に加えて、廃止措置推進課長と安全管理課長を加えて三名体制。
0:24:31	三名の方が、
0:24:34	放射性廃棄物でない廃棄物を取り扱うっていう職位になるわけですけどこれ、追加した経緯っていうのは、
0:24:42	何なんでしょうか。
0:24:48	形状から西側です。
0:24:52	管理区域な加工もし要望ですけどいろんな一設備機器はそれぞれここに書かせてもらってます施設管理課長と拝察推進課長安全管理課長が所掌するものがあります。
0:25:07	今の規定ですと、全部、例えば磯新課長が所掌していたのもう処分したいというふうにしたいというものに関しましても、
0:25:18	施設管理課長にお願いをして杉看護部長の職務としてやっていただくっていう構図になってしまいますので、そうではなくて、自分、配送推進課長が管理していたものにつきましては、
0:25:31	林神課長の責任のもとで、NRの処理をしていきたいと。安全管理課長についても同様の整理なんですけど、そういう運用を図って、円滑な業務を図りたいというものがあります。
0:25:43	以上になります。
0:25:45	はい。規制庁の本田です。ありがとうございます。今後、今後ねはい。MRにしなきゃいけないっていうのがたくさん、
0:25:56	設備機器があって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:58	そんな何だっけな、施設管理家庭だけじゃないっていうのはよくわかりじゃなくて、
0:26:06	廃止措置推進課長が所掌する設備機器、
0:26:10	安全管理課長を所掌する設備機器をそれぞれの所掌する課長が責任持って進めると。
0:26:16	いう規定に変更され、
0:26:19	かっていうことになりますかねじゃね。
0:26:23	今日主力にします。ご理解をいただいた通りでございます。ありがとうございます。
0:26:31	それ
0:26:32	今度ね追加規制庁のホンダですけども、
0:26:37	排泄推進課長とか安全管理課長っていうのは、ちょっとぎょゲームがちょっとこう一つ追加されるわけになると思うんだけども、
0:26:47	その件は単純に業務が追加されて
0:26:52	水相磯知推進課長と安全管理。
0:26:56	課長の
0:26:58	業務を支障がないような、
0:27:02	なんちゅうかその業務量として支障がないように何か手当とかされるんでしょうか。
0:27:16	原子力のニシムラです。
0:27:19	基本的にそれぞれの今回のNRの廃棄物！！だけではなくて、それぞれ所掌していたものは、それぞれの所掌が最後までちゃんと管理して処理するというのが、
0:27:35	大原則でございますので、はい。これを追加したことによってその2課長が非常に業務が増えるというわけではないと考えてます。逆に施設管理課長の方の負担が、
0:27:49	膨大になりますので、規定ですと、その下をして施設管理課長の
0:27:55	本来の業務って言ったら変ですけど、配送推進課長と安全管理課長のものまで、処理しなくても自分の入れ物でしっかり管理をしていただくっていう方に、
0:28:06	シフトしていくっていうことに理解していただきたいとなるほど。
0:28:16	あ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:18	伊勢佐野ホンダさんありがとうございました。
0:28:36	じゃ、次は、
0:28:45	そうした次ですけど従事者の
0:28:50	外部火線、外部被ばく線量
0:28:53	内部機関に委託するということで放射線測定機器の
0:29:00	管理を変更するってことで
0:29:04	商標なり、表層ですかね兵庫。
0:29:08	施工し変更してるんですけども、
0:29:15	しか、今日の資料で言うと、
0:29:19	8 ページ、8 ページ。
0:29:21	ちょっと資料の方なんですけれども、これはあれですかその外部被ばく って言う文言を全部削ってしまうわけですけども、
0:29:34	そうするとね、外部非従事者の外部被ばくって何で測定してるのかって いうのが、
0:29:43	保安規定上で何かどっかで読めるようになってんですか。
0:29:54	つまり
0:29:55	加工施設だとポケット線量計つって辛うじて残るわけですけども、
0:30:02	過去仕様の方だと、何も何か残らないのかなと思ったんですけど、
0:30:09	原子力の西浦です。まず、個人被ばく管理でまず温泉業務中シャーで使 ってますのが、
0:30:19	個人線量計、今ですと、T L D、そうですね
0:30:25	ポケット線量計というニュアンスは基本的には、一時的にたつていうこ とまでつけて、なるほど。あとは作業でその作業管理で使うというよう なものになりますので、
0:30:38	まず、もう、
0:30:41	そういう整理がなります。で、
0:30:51	それでここに書けます本規定加工補修後ですけど、線量計測定装置、E というものを、
0:31:01	先ほどT L D測定するものですので、作業数外部局補助者阿比留測定 層、
0:31:12	S O A線量計ではないという整理なんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:16	ですから線量計のを回収してきて、測定する装置の方になります。
0:31:24	ちょっと外れた規制庁の方でちょっと市役所調べたんですけど、要はかたい、すごい、すごいじゃないすかこそ、この星線量計測定装置ってのはその、
0:31:35	個々人がコーポレートがつけるものじゃなくて、その高TLDとかこういっばいこう、この数k測定装置2個つけて、
0:31:45	一遍に例えば線量を測るとか構成するとかそういったものなんですか。
0:31:51	ちょっと調べたりするのが出てきたんですけど、違います。黒野志水。
0:31:57	今ご理解いただいていると思うんですけど、その作業員個人がそれぞれつける線量計を回収してきて、作業員AさんBさんのテイル線量計は、はい。
0:32:11	それだけ被ばく線量を上げてるかっていうのを、測定装置の線量計測定装置で測るといいます。いえ。
0:32:21	だから、個人の線量計の計測、個人の課題を測るものになります。先ほど作るものではないです。だから、網につけるものじゃなくて、
0:32:33	その身に付けたものの結果を知ら調べる装置という言い方ですか。
0:32:40	そうなの。
0:32:45	ずっと下に示すその通りになります。例えば主要施設の保安規定でいきますと、今回の新旧対照表には入っていないんですが、
0:32:55	大発表2でしょ。
0:32:59	はい。
0:33:02	見えますでしょうか。願います。担保できたら74ページいたします。
0:33:07	発表ワー線量計等の測定等、
0:33:12	放射線業務従事者の線量につきましては、個人線量計を測定して、この個人線量計を
0:33:23	測定するものが、線量計測定装置になります。
0:33:27	おはようございますわかりました。
0:33:29	その開発表で、従事者の線量は個人線量計を身につけて、ちゃんとこの測定頻度を守りなさいっていうふうに、
0:33:40	規定された第8、40、41条っていうと、
0:33:45	何ですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:53	通常のね、金庫第 8 条の関係情報が 41 条と 43 条だから、緊急時被ばく管理と、
0:34:05	あとは管理区域に入るときには、の話ですかねこれ。
0:34:17	既設 59 人等々です西部です。ですから、40、通常で策定するものは 45 条の条文が該当するかと思いますが、
0:34:29	第 8 はわかりますはい。はい。はい。
0:34:34	えっと、そうすと、加工も加工施設の方はやっぱりこれと同じような形で、何か明記されてるんですか、ちょっとありますけど。
0:34:56	臨床教授の人形峠にしますちょっとお待ちいただけますかはい、お願いします。
0:35:47	原子力人形峠ニシムラです。はい。使用施設と同様に、個人線量計という単語は記載がないんですけど。はい。65 ページの、
0:35:59	93 ページ。
0:36:05	いけますでしょうか。
0:36:06	はい。
0:36:08	縫製業務従事者の実効線量を四半期ごとに、上司だったら 1 ヶ月後、ここでこの頻度で実効線量を評価しなさいよっていうことは、個人線量計をつけて評価をするという目的に読めると考えております。以上です。
0:36:40	規制庁の方ですわかりました。
0:37:07	制定のホンダ次ですけど一時管理区域を、
0:37:13	の話なんですけれども、
0:37:19	今回、
0:37:23	加工施設の方でいうと、何か標識の設置とか区画を明確にするっていうのは
0:37:31	当たり前っちゃ当たりの行為。
0:37:33	とは思うんですけども、これはあれですか当たりの行為であるがゆえに実際にはもう、
0:37:42	違った形の何か規程ルール化されておって、
0:37:48	保安規定上で、より明確にするってそんな、
0:37:53	位置付けになりますか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:56	すみません、土肥昭子大西間です。ご理解いただいている通りでございます、こちらの一時管理区域の管理につきましては2分、センターの握り文章、
0:38:07	空気管理要領書というものに変更しまして、そちらの方で、このようなことにつきましては明確にしておりますが、それを保安上の保安規定についても、
0:38:18	明確にしておきたいという変更になります。すみません何々文書っておっしゃいましたな。
0:38:27	センターの二次文書の区域管理要領書9機関による二重、
0:38:36	販売。
0:38:37	区域管理を要しますね。
0:38:42	QAPの番号でいきますと7号QAP751というふうに、
0:39:01	ここですでにルール化されていますよということを知りましたありがとうございます。
0:39:29	何かありますか。
0:39:36	確か、はい。
0:41:33	原子力規制庁のタツモトと申します。
0:41:36	今私加工の保安規定新旧対照表を見させてもらってるんですけども、職務の変更第5条の職務の変更のところ、
0:41:48	MRの管理に係る業務は、施設管理課所だけではなくて廃止措置推進課長と安全管理課長で衛藤連擔してやりますって言ったときに、
0:42:01	その施設管理課長、廃止措置、
0:42:05	推進課長、安全管理課長。
0:42:09	所掌スルーしていたものを、管理できるようにするというご説明だったかと思うんですけども。
0:42:16	それぞれが所そう所掌する設備なり、
0:42:22	ていうものは何があるのかっていうようなものを一覧か何かで示してもらうことって可能ですか。
0:42:52	もうこちら何を確認したいかということですね、これまで施設管理課長が多くのを管理した、していたって言ったときに、廃止措置推進課長なり安全管理課長っていうところに、どのぐらいの量の管理、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:07	作業が行くのかっていうところを把握したいっていうところなんですけど。
0:43:16	原子力の西森です。
0:43:20	すでに施設課長に依頼をしているものがあるわけでは現在ありません。
0:43:26	今後運用していく中で、例えばですが、例一つの例ですけど、例えば
0:43:32	保全管理設備で安全管理部が管理している、例えばサーベイメーターのものをNRしたいといったものに関しまして、それを今度施設課長にお願いをしてNRの処理をしていただかないといけないってことが想定されますので、
0:43:50	そういうことじゃなくて、そもそも定めた安全管理課が管理しているものですんで、それをNR処理をして、当該統括の承認を経て操業していきたいというふうにするものでございます。ですから現在施設課長に、
0:44:05	数、すでにこれだけの量をお願いしているというものではない、ちょっと状況でございます。以上です。少々お待ちください。
0:44:42	規制庁の方にあるそれとですね今、この
0:44:47	3課長いらっしゃるわけけれども、3課長それぞれどういった設備機器を所掌なさってて、
0:44:57	ていうことをちょっと示していただけないかっていうことですねそれがすなわちそれが各課長が所掌する設備がNR
0:45:08	にね、以前なるのかもわかりませんが、
0:45:12	3課長が所掌する。
0:45:15	自分たちが責任もって、所掌してた設備機器が場合によってはNRになると、そのNRなったときも、その所掌してた課長みずからが責任持ってNRの判定をしますっていうことを、
0:45:31	どの程度の機器設備があるのかっていうのをちょっと確認したいなと思ってお願いした次第ですけども。
0:45:59	20行の西本です。
0:46:01	訴訟する設備という、金融ご質問だと思うんですけど、まず大前提として5条で示している業務、
0:46:11	が担当する者がそれぞれここに書いてありますと、もうちょっとそれを具体的に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:18	担当設備ということで考えますと、例えば恒設を半径でいきますと、71ページの14点検を行う設備等々で18票。
0:46:31	こちらで施設管理課等安全管理と施設をとというのが書かれています。
0:46:38	ほとんど、
0:46:40	すいません、まだこちらで配属推進課長がここに出ていないというふう に思われる。
0:46:46	配送推進課長は、職務の中で、恒設の解体さんの業務を担うわけですが、 解体するときに当たりましては、
0:46:59	例えば、管理課長が所長質問を施設課長に
0:47:06	管理を、ボールを渡しまして、それぞれ整数値、職員の中で管理をして いくと、そこで発生したNRが出てくる場合もあるというような、
0:47:15	流れになります。
0:47:43	言った規制庁の本田さんの説明ありがとうございます。ちょっとすみま せん、設備に固執しちゃったんで申し訳ない。要はですね今回の変更 で、
0:47:54	MRの管理に関わることになる、施設管理課長。
0:48:02	廃止措置推進課長、あと安全管理課長、それぞれ役割があって、今回変 更の中で
0:48:11	何々を除くとかね
0:48:14	いろいろ
0:48:17	除外されてるところがあると思うんでそれだから流れがわかるような何 か、同じ1枚のポンチ絵みたいなね、その3課長がこういう役割でこん なこ
0:48:30	職務をもってこういう流れで、NR判定していきますとかねそういった 流れがわかる上は欲しいなっていうことなんですけどいかがですか。
0:48:53	軽食頃に絞ります。
0:48:55	ちょっとイメージがちょっと、ずっと頭に入ってこないんですが、例 えば
0:49:00	5条のところ例えば、施設管理課長のところでの加工施設の運転とか 保守に関わる業務というふう書いてて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:10	それはそれぞれの数、施設の運転保守ってのはいっぱいあるんですけど、そこで安全管理課長の所属とかっていうんで、そういう流れを踏襲した形で、
0:49:23	それぞれの職務の範囲で、N R 安定をやっていくという流れにんのお作りしております。
0:49:30	はい。それは、わかりました。はい。
0:49:37	それはちょっとなんか文字じゃなくて絵とかで何かお示しいただけませんかっていうお願いなんだけど。
0:50:40	すいません、人形峠の志村です。
0:50:42	ご存知の通りN Rの対象するものっていうものは、物品であり交付税等であり、非常に様々、多種多様でございます。
0:50:52	それを一つの例というのは非常に難しくて、
0:50:59	施設課長と安全管理課長がそれぞれそそうする設備、
0:51:03	機器、称するものというのはわかると思いますが、推進課上は解体する作業を、が担当ですので、解体する作業が、そちらにボールが管理が移った後に、
0:51:16	発生する、
0:51:18	放射性廃棄物でない廃棄物N Rという流れになるんですけど、
0:51:23	非常に凶であらわすっていうのは非常に、
0:51:27	イメージがわからないまま、ボールが推進課長に渡るっていう場面があるわけじゃないですか。
0:51:34	他の施設管理課長とか安全管理課長からね。
0:51:41	という説明だと思ったんですけども、違います。
0:51:48	いやあれかS P A R Tのあれなんですかね施設管理課長と、まさに実際に、
0:51:54	物品とか施設とか設備を持ってる、管理してる施設管理課長安全管理課長がスタートっていうか変ですけど、この2人の課長さんが、何か、
0:52:05	作業してるうちに、解体撤去っていう場面になったら、
0:52:12	廃止措置推進課長の方に
0:52:14	ボールが渡されて、推進課長は、
0:52:17	いろいろな調査をして、N Rに判定するっていう、
0:52:23	もあるし、あと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:25	安全管理課長みずからNRで判定するってこともあるし、施設管理課長がみずからもうNRだって判定するっていう場合もあるってことですよね。
0:52:37	よろしくをお願いします。ご理解の通りですが、もうちょっと補足しますと、はい。基本的に排水推進課長。
0:52:44	安全管理課長と施設管理課長のNRの作業フローの中の途中でボールが行くわけではなくて、ある設備、物品とか工具等を枝判定したいというスタートの時点でもうゴールが、
0:53:01	推進課長に言っちゃいますんで、途中でボールが行くわけではないです。はい。そっか。だから、
0:53:09	ちょっとあるから、わかりました。
0:53:11	施設管理課長安全管理課長が自分が持ってるやつ、自分の設備機器をもう、
0:53:18	2人のね、
0:53:19	施設管理課長安全管理課長の判断でこれNRだ。
0:53:22	てなったらもうそこですでに推進課長の方にボールが渡ると。
0:53:28	这种感觉ですか。流れとしては、想定される流れ。
0:53:35	水間です。水素排出推進課長麻生施設管理課長と安全管理課長を清掃するもので、放射性廃棄物でNRとして判定をしたいというふうに、スタートについては、決めた時点で、
0:53:49	相磯推進課に行きますので、そこから、
0:53:53	もう、参加が同じフローの流れで処理をしていくという形になります。それぞれがという形になりますけど、
0:54:44	規制庁タツモトです。すいませんちょっと今、口頭で説明をいただいてもですねやはりちょっと3課長の分担がよくわからなくてですね。
0:54:54	今のこの職務の記載でも、
0:54:57	課長はビーカ調子課長除くとか、B課長はC課長課長除くとか、C課長が課長B課長除くとか具体的な業務が名書かれていないので、
0:55:10	どのように職務を分けるんですかっていうのが不明確なんですね、そこを明確にしたい、かように今までこう細かくせ、質問してきたんですけども、
0:55:22	そこを何か示せるような文章なり、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:26	設備で分けるなり、何かご提案いただけますか。
0:56:23	病床考慮します。ちょっと
0:56:28	薄く考えてみますが、それでちょっと1回やりとりさせていただいて、 す。こういうイメージでもノーでいいのかっていうのをちょっと作らせて いただきたいなと思いますがいかがでしょうか。
0:56:43	規制庁タツモトありがとうございます。細かな詳細なものを求めている わけではなくてですね。
0:56:50	それぞれの3課長が、NRの管理に係る業務って言ったときに、その施 設管理課長であれば、どういうものを、に係るNR管理をやるのかって いうところが、その3課長との違いが見えるようにして欲しいという ところですので、
0:57:07	その点、お願いします。
0:57:11	こちらの質問の意図は変わってますか。
0:57:16	現職の三嶋です。理解はしましたがJRの管理についてはその三つの課 長はすべて同じです。対象とするものが
0:57:26	すぐ違うというだけでございますんで、そこはここ
0:57:30	ちょっと補足させていただきます。
0:57:32	はい。規制庁タツモトです。であれば対象とするものが違うことが何か 示せばいいのかもしれないですけど、
0:57:39	そういうような回答の方向になるってことでよろしいですかね。
0:58:09	漁場項に示す、とりあえず趣旨はわかりますのでちょっと作ってみたい と思います。
0:58:18	規制庁勝又です。了解しました。
0:58:22	江藤。同じく片野保安規定新旧対照表の15分の5ページ、ちょっと1 時間陸域の件なんですけども、これもともと二次文書に書かれていたも のを、本規程上で明確にしましたって話なんですけども、
0:58:35	ちょっとこれまで本規定のどこの条文から下部規定に持ってきていたっ ていうもともとの保安規定ではどこの条文で読んでたかの、
0:58:45	説明お願いします。
0:59:25	規制庁タツモトです。この質問は伝わりましたか。
0:59:34	10行のニシムラです。
0:59:36	今回1時間陸の設定関係で

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:41	主要でして、設定する期間とか等ズー落ち標識区画、こちらが怪文書を いわゆる二次文書で、
0:59:51	どう規制されててされてたかっていうところを示せばよろしいというこ とでよろしいでしょうか。すいません。規制庁タツモトです。ちょっと 認識が違うのもう 1 回言わせていただきます。
1:00:03	もともとの 3 規定というものが、変更前のものとしてあったかと思いま す。一応 46 条の 1 項 2 項 3 項 4 項ってあった子供の、
1:00:13	それ、衛藤変更前の保安規定に基づいて、そちらで二次文書っていうも のを作って、その二次文書の中で、
1:00:23	標識なりなのぼり等の価格の設定というものを二次文書の中で作ってい たものだと思います。
1:00:32	今回、その二次文書ではなくて、保安規定の本文に記載するといったと きに、もともとは、本規定の変更前の第何条第何項に基づいて、下部基 点を作っていて、
1:00:48	今回は、その下部規定のものを本文に持ってくるだけなんですよってい う、通す説明に、
1:00:56	といったときに、もともとの保安規定は第何条第何項から下部規定を作 ってたんですかという質問です。
1:01:13	表彰候補を三嶋です。
1:01:15	1 時間陸域加工で言いますと 46 条この条文の 1 項から 4 項につしまし ては、この上部の 1 航海すべて先ほど言いました
1:01:27	教育管理要領書を Q A P 751 というものに記載をして運用しているとい う状況になります。
1:01:47	少々お待ちください。
1:04:04	現職の西森です。ちょっと補足させていただきますが、
1:04:11	道文章の区域管理要領書というものは加工使用共通で一つになります。
1:04:19	それぞれ
1:04:22	加工施設で要求されている事項、使用施設要求されてるんで、一つであ ります。
1:04:27	それで、事項をそれぞれ両方満足するために作っている文章です。する ためにですね、そういう言い方をしております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:38	ですから、現在今回たすき掛けみたいな各部の修正なってますけど、括弧で書いてある所で書いてないものを、それぞれ両方に記載をしていくという仕組みになります。
1:05:04	すみません少々お待ちください。
1:05:41	制度の本来
1:05:44	とですね
1:05:46	ちょっと乱暴な言い方になりますけど、要は、この値達したものが、化した条文、
1:05:57	そういったのかな、明日、
1:06:00	措置に係る第2項は、加古加工で言うところ第2項ちゃんと根拠がございますと。
1:06:06	これやたらめったら作ったものじゃなくて根拠があると、その根拠は何かと問われると、再三ご説明のある9M p751という文章で、
1:06:18	措置することをちゃんと求めてございますと、それを人形峠さんの方で判断して、保安規定にも書かれるべきであろうと。
1:06:29	ようなご判断において保安規定に新たに、
1:06:34	追加するものと新たに追加するっていうのはそういう理由なんですっていうことをちょっとご説明いただくためには、その9M p751ってのが、
1:06:45	保安規定上のどこ、何に基づいた二次、何に基づいて作成された二次文書であるかっていうのが、わかると説明も通るかなと思ひましてちょっといろいろ申し上げた次第なんですけども。
1:07:01	いかがでしょうか。わかっていただきます。
1:07:32	人形峠のニシムラです。区域管理要領書っていうものはご存知、ご説明するまでもないんですが、品質マネジメント計画書、一次文書に基づいて作ってくれるものでございます。はい。この区域管理要領書っていうのは、
1:07:49	この保安規定加工施設修設それぞれ、例えば区域って言いますと、
1:07:56	管理区域の水管理区域もありますし、今回は時間軸、あと立ち入り制限区域もあります。あとその他確保としては保全区域、加工終了で、この周辺監視区域という区域もあります。こういうそれぞれ保安規定に書かれた区域、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:14	それらを覆う 1、加工の要求事項、仕様の要求事項それで本当に書いてある要求事項を、漏れなく、活動していくために、
1:08:27	作っているものでございます。はい。
1:08:33	そこは勉強強化して、わかります。はい。この T I P 751 の位置付け。
1:08:42	そんな内容っていうんすかね。それはありがとうございます。よくわかりました。結局、だから、QMS 活動、QMS のを、だから、
1:08:55	保安規定第 3 章の第 3 章の品質マネジメントシステム、
1:09:02	基づいた、
1:09:04	二次文章でありますよと。
1:09:09	すいません。これはすいません。わざわざね、聞くのもちょっと申し訳なかったそういうご説明をいただきましたかったというそういうことでございます。はい。
1:09:20	すいません現状黒ニシムラです。例えば加工の保安規定の新旧対照表でいきますと期 15 分の 9 ページに、はい。辻容子品質マネジメントシステムであります。
1:09:33	こちらの中ちょうど中ほどですね。
1:09:42	ちょうど真ん中これ字が小さくて申し訳ないんですけど、
1:09:47	旧 A B 7 号うち核燃料施設区域管理要領書っていうのがあります。ありますのでこの文書体系の豊田文書でも随時に分散していくというような位置文書体系になります。
1:10:05	はい。規制庁のですありがとうございます。
1:10:10	規制庁タツモトです。今の説明、二次文書であるとか 9MP27 口であるとかっていうのは、今日の説明資料なり何なりに明確に記載されてますか。
1:10:35	ベーシック思います。本日パワーポイント等の資料の 9 ページの中にはそこの
1:10:44	収益管理要領書軽微 751 という記載は記載しておりません。
1:10:50	規制庁高本です。審査資料として残したいので、補足説明資料として、今日、口頭でいただいたものの説明を資料として提出をお願いします。
1:11:08	空港の三菱、
1:11:11	の説明資料 99 ページになりますけど、ここはリバイスをしたものというところでもよろしいでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:30	規制庁の本田です 9 ページを、にリバイスして、
1:11:36	それを面談資料審査資料ね審査資料ということで改めてまた面談の場で、
1:11:42	高校記しましたってということで、やりたいなと思いますけどいかがです。
1:11:53	教授からにします。了解しました。改めて、再度、特に今日瀬下資料の 2 番、急務であります 9 ページですね、お示ししたいと思います。
1:12:07	タツモトですありがとうございます。続きまして加工の方の保安規定の 15 分の 7 ページ、これも同じような話なんですけど有効性評価の関係で、この三条改正以降これまで下部規定で定めていました。それを本文で明確にしましたっていうところも、
1:12:23	江藤、同じように、どういう家族亭で定めてってというのは、この資料の中で入ってるんですけど。
1:12:33	25 年度です。本日の資料の 2 ページの真ん中に表があります。そこの下段に、アスタリスクでセンターに事務所云々かんぬんということ、赤石成松を下段に*センター 20 ページのところで示しております。
1:12:52	以上です。
1:13:06	喜多タツモトです。了解しました。先ほどの件もこのような形で、二次文書が何でっていうところがあるようにしていただければと思います。
1:13:20	よろしくお願いします。びっくりしました
1:13:24	今日この 2 ページで書いてある記載と同様に 9 ページにもを追加していただきたいと思います。
1:13:32	規制庁タツモトです。ありがとうございます。私から最後 1 件なんですけれども、衛藤加工保安規定の 15 分の 12 ページで、放射線測定器の話があって、すいません最初のご説明でちょっと理解しきれなかったんですけど、
1:13:49	被ばく管理から作業管理にするといったときに、何か R I 法での説明をされた後に炉規法の方に、何か説明されたような気がしたんですけど。
1:13:59	もう一度ある方でどういう区分が変更されてなのか、もう 1 回被ばく管理から作業管理に変更するところの理由を教えてくださいませんか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:30	学生が鉄アレイを関係なければ別にアライアンスを使ってもらってもいいんですけど被ばく管理から作業管理に変えるところの説明をもう一度お願いしますというお願いです。
1:14:41	まず洗い方ですか、原子力にします。基本的に今回、炉規法の施設である方は関係ないんで、あえて今回の収入は、
1:14:53	ある方の改正というキーワードは幾つか載せておりませんがその背景としまして、ちょっと説明させていただきます。R I A。
1:15:02	放射性等検査等の規制に関する法律施行規則というものが5、令和5年の10月1日で施行されます。この内容というのが、
1:15:13	この本件は家の総合規制評価サービスの勧告を受けて、外部被ばく線量の測定の信頼性確保ということでいわゆるJ A B認定を受けた。
1:15:27	期間で測定を敷いていくということが求められる改正になっております。
1:15:34	人形峠税の管理区域は、ご存知の通り労基法の施設、あとR I法の施設がございます。これらもを総合して被ばく管理をしておりますので、
1:15:48	今回このJ A B認定を受けた体制で、確実に炉規法の施設の保全業務従事者の
1:15:58	概略測定をやっていきたいということが一つでそういうことをすることが業務の効率化にもなるということも考えて、こういう見直しに至っているというのがまず背景でございます。
1:16:10	そういうことを踏まえて
1:16:20	この本件新旧対照表の
1:16:26	15分の12ページですけど、
1:16:30	先ほどもご説明しましたが、作業者につける、線量計の測定は今度外部委託外部の場所で測定をする形になりますので、
1:16:42	この個人被ばく管理の線量計測定装置という、目的としての測定装置は必要なくなるということでございます。
1:16:53	ただ一方この線量計測定装置というものは、管理区域がでの作業管理、あと新監視区域1センター外の線量測定をしたものの、
1:17:06	測定を用いてますので、
1:17:10	個人被ばく管理のところに書いてある記載、線量計測定装置のオオキサイバスを、作業管理の方に移動するといえますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:20	そういう形に今回の保安規定を変更するものになります。
1:17:25	以上です。
1:17:28	少々お待ちください。
1:21:14	規制庁門田お待たせしました、それで、江藤。
1:21:18	注意書きで、管理区域、周辺監視区域、センター外ってあって、その管理区域が消されているかと思うんですけども、
1:21:29	この管理区域の消すっていうのは、被ばく管理、
1:21:34	との兼ね合いで消されてるんですか。
1:21:40	おいしいこれにします。今までは、被ばく管理の枠のところに線量計を書いておりますので、その注書きとして、この被ばく管理のほかに、
1:21:51	管理区域周辺監視区域センター外の線量にも使いますよと書いておりました。
1:21:56	一方今回は被ばく管理の目的がなくなるので、記載1を管理区域いわゆる作業管理の方に持ってきますので、作業管理と言われれば、上手く行か管理区域のことですんで、
1:22:08	そこを管理区域を、削るという格好になって、こういう表記になっている形になります。
1:22:17	規制庁タツモトです。衛藤作業管理イコールも管理区域であるので、作業管理の方であれば、管理区域で、測定を用いることはもう大前提ですと。ただ注意書きで周辺監視区域センター外でも用いるんですということを書か変えているっていうことで、
1:22:34	引き出しました。ありがとうございます。
1:23:07	規制庁のホンダですありがとうございます等、
1:23:12	理解深まったりつつあります
1:23:15	ちょっと振り返りですけど、ちょうど今日、この面談でいろいろ議論させていただいて
1:23:25	なことちょっとこんなこんな話になりますけどちょっと
1:23:31	すいません。一つは、放射性廃棄物の廃棄物の取り扱うことになる。
1:23:40	施設管理課長と廃止措置推進課長の別府とあともともと、
1:23:49	もともと職員として載ってた
1:23:54	安全管理課長、これの3者3課長の
1:23:58	役割、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:01	どういふその傘下町道友好関係にあるのかというのを、
1:24:07	ちょっととか
1:24:11	文字を使っていたいで、
1:24:13	ちょっとご説明いただきたい。
1:24:16	というお話が一つと。
1:24:19	あと1時管理区域を設定する際のいろいろな措置については、
1:24:28	QMS文書システムの旧目久Mp751という、二次文書においてすでに規定されていたものでございますという説明でありましたので、
1:24:40	今日の
1:24:41	面談資料の9ページにその旨を一筆いただくと。
1:24:49	リバイスしていただくという、ここの2点。
1:24:53	と思っておりますけれども、
1:24:55	減少機構さんでそうじゃないよ、或いは、
1:25:02	あればお願いします。
1:25:11	教授高野三嶋です。今振り返りで整理されていた通りで理解しております。以上です。
1:25:18	はい。ありがとうございます。規制庁の方で、ありがとうございます。
1:25:22	そしたらちょっと、
1:25:25	踏み込みますけど次回の面談は、今日いただいた面談に当該今日二つの
1:25:34	指摘させていただいたことをリバイスなり或いは盛り込む形で、
1:25:43	次の面談でご説明いただければと思っておりますがいかがでしょうか。
1:25:51	減少これにしますという計画ですけど。はい。一時管理区域のことにつきましては杉井盛り込むというのは理解しました。そうか、NRの3ヶ所の役割を議員等でというのは、
1:26:07	この資料とは別でというふうに理解したんですけど、そうではないということでしょうか。はい。規制庁のホンダえさじゃ別で、すいません。ちょっと。
1:26:18	うちが滑りました別でお願いします。
1:26:23	これにしまして、了解いたしました。
1:26:27	浅井。
1:26:41	規制庁の本田清等、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:46	気が早いですよ。次回面談ってどのぐらいを設定すればよろしいですか。
1:26:59	現状機構の東です。確認の言い方があるけど、今日のコメントを踏まえた資料修正をいつ、どのぐらいの期間でできますか。そう。はい、次の面談。
1:27:14	どのぐらいに設定したらいいかなとちょっと単純に思ったもんですからはい。
1:27:34	現状考慮します。
1:27:37	ちょっと絶対、今日の面談でここから本件の変更認可申請の認可機能施工Bのことについてもちょっと話はしてなかったんですけど、本当にこのメンバーの中で話しましたが、J A B 認定のことがあり、
1:27:54	個人線量計能変更のことがありますので、10月1日に施行したいというふうに思っております。ですんで久我通。
1:28:05	提案に認可をいただきたいというような、イメージを持ってますので、今回の修正方法ですけど、はい。今月末ぐらい以後でいく前まで2、
1:28:20	示したいなと思うんですけど、そんなスケジュール感ではどうでしょうか。規制庁の本田です
1:28:42	2人か昨日の話承っておりますありがとうございますで、次回の、今日の資料のリバイスと、次回面談はもうどうしようかな。
1:28:55	今日13です12でしょ。
1:28:59	来週末ぐらいいかがですか。
1:29:07	減少機構の江川筒井、ちょっと多分、来週11にしたいっていう希望はあれですがその認可云々とまた別の理由とは言え小さいという趣旨でよろしいですか。はい。その通りです。
1:29:21	はい。大関ってからやっています。
1:29:39	すいません原子力の西村です。土肥手元に来週後半の20、21の辺りの予定表がちょっとないんであれなんですけど、
1:29:50	それに間に合うように対応したいと思います。もしかすると、5時以降の面談の設定っていうふうにもなってしまうかもしれないんですけど、
1:30:01	それでも、よろしいでしょうか。
1:30:04	はい時間は、いや、むしろこちらがちょっと恐縮してますそういった時間で、人形峠さんがその時間で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:14	構わないっていうことであれば私たちは時間はそんなに、
1:30:19	気にしません。
1:30:21	原子力機構の東です。細かい日時はちょっと別として、来週末までに団交の形で面談するようにちょっと準備します。はい。
1:30:37	ありがとうございます。
1:30:39	伊佐衛藤。
1:30:41	規制庁の本多伊佐規制庁から特にこれ以上ご発言発言等ございませんき原子力機構さんから何かあればお願いします。
1:30:54	企業とマーケットらしいけど新潟県の方向かありますか。
1:31:07	給食面白いです。妙徳の方から特にありません。
1:31:11	J A の減少機構の施設の方からも特にございません。
1:31:18	はい。規制庁の本多ですねわかりましたじゃ特になんないということでしたら、これで
1:31:27	根崎人形峠下環境センターの加工施設と使用施設のそれぞれの保安規定変更認可申請に係る面談終了いたします。ありがとうございました。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。